

芦屋大学論叢 第81号
(令和6年3月25日)抜刷

《研究ノート》

「生きづらさ」を抱える人たちへの支援に関する一考察

—再犯防止のための「居場所」と「人とのつながり」に焦点をあてて—

福 山 恵美子

《研究ノート》

「生きづらさ」を抱える人たちへの支援に関する一考察 —再犯防止のための「居場所」と「人とのつながり」に焦点をあてて—

福山 恵美子
芦屋大学臨床教育学部

1. はじめに

「生きづらさ」という言葉は、誰しも一度は感じたことや口にすることがあるのではないだろうか。筆者自身、過度なストレスを感じた時に「生きづらい世の中になったな」と呟くこともしばしばある。

そもそも「生きづらさ」とはいつ頃から用いられてきたのだろうか。藤野 (2007)¹⁾ は1981年の日本精神神経学会総会において『主体的社会関係形成の障害と抑制』として語られたのが最初である」とし、「生まれながらにして生きづらさを抱えた人がいるのではなく、『生きづらさ』はある状況の中でそれ(社会・環境)との関係で生じてくる」と述べている。中西ら (2020)²⁾ は、藤野 (2007) や雨宮ら (2008)³⁾ の「生きづらさ」の捉え方を踏まえ、「生きづらさとは他者を含む社会との相互関係において生じる心理的苦痛であり、精神的、経済的、社会的な要因が混在した構造を持つ」と指摘している。また、田村ら (2019)⁴⁾ は『生きづらさ』という用語や概念は曖昧であり、現代社会の構造の政治的・経済的・社会的そして歴史的な欠陥や矛盾によるものであるとし、社会や組織の中に自分の居場所が見つからず、将来(あす)への希望や展望を持つことができない生活上の不安や不利益を被っている社会的排除の状態であると主張している。さらに藤川 (2021)⁵⁾ は、「国立国会図書館サーチで『生きづらさ』を検索すると2013年から2017年までの5年間だけでも274件の本や論文などが出版され、発達障害やセクシャルマイノリティ、ひきこもり、いじめ、薬物乱用など語られており、枚挙にいとまがない」と述べている。「生きづらさ」の解決策に関して、田村ら (2019) は「その担い手は、『生きづらさ』のなかにいる一人ひとりの住民・市民であり、社会的・政治的アプローチを行う支援者や組織・団体であり、ここでは、表面的な同情や共感ではなく、真の連携や共働のあり方が厳しく問われる」と苦言を呈している。

そこで、本稿では「生きづらさ」をもたらした社会構造や支援のための「居場所」と「人とのつながり」を探り、特に犯罪や非行をした人たちの再犯防止のための「居場所」と「人とのつながり」に焦点をあてて検討する。

2. 「生きづらさ」をもたらした社会構造

藤川 (2021)⁶⁾ は「生きづらさ」の言葉がどのような文脈でどれほど用いられてきたかを新聞記事で概観し、特に若者に焦点を絞った結果、「生きづらさ」という言葉は2007年から2009年が転換期であったことを指摘している。雨宮ら (2008)⁷⁾ も「社会では高いコミュニケーション能力が要求され多くの人が『生きづらさ』を抱える状況となり、ある時期からいきなり就職が厳しくなり労働条件も厳しくなった。それによ

り『生きづらさ』がもっと社会的な問題に広がっていった。『マック難民』という言葉は2007年に出始め、厚労省がネットカフェ難民の調査をして5,400人という数が明らかになるとともに若い人のホームレス化が進んだ」と指摘している。本章では、このような「生きづらさ」をもたらした社会構造について述べる。

教育学者である本田(2014)は、1960年代半ばから2011年に至るまでの時間の流れを横軸にとり、その間に継続的に統計がとられていたいくつかの社会指標の推移をまとめて、図1「戦後日本の3つの時期」に示した。

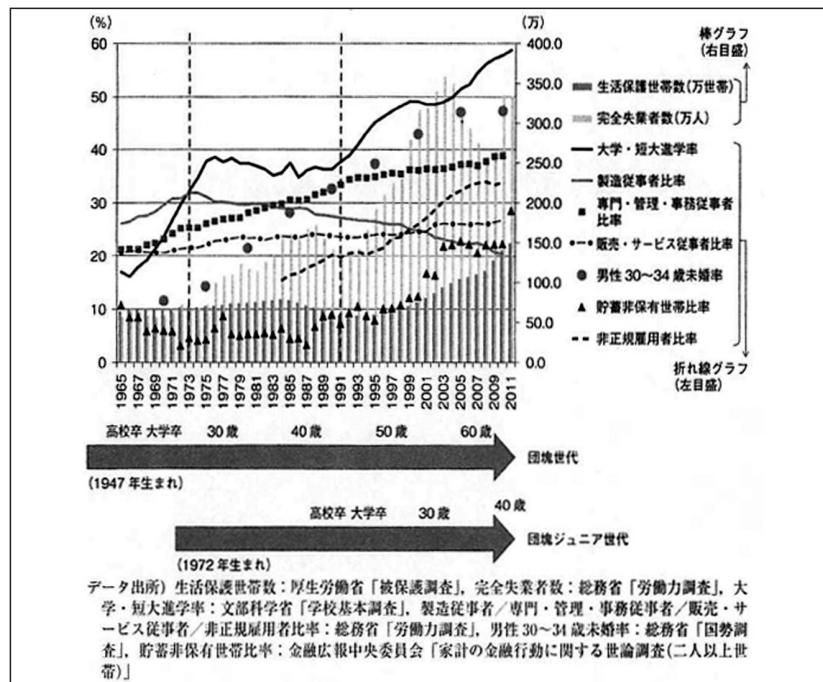
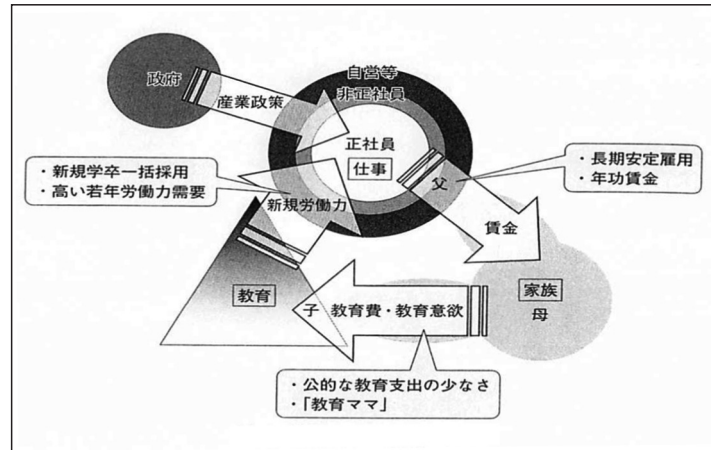


図1 戦後日本の3つの時期

本田(2014)『社会を結びなおす:教育・仕事・家族の連携へ』p.7より引用

図1では、戦後社会の日本を高度成長期(～1973)と石油危機からバブル崩壊までの時期(～1991)を安定成長期、それ以降の低成長期の3つに分け、戦後社会は1歩ずつ階段を降りるように経済がだんだん膨らまなくなるプロセスを辿っている。図1からは、1990年代以降、完全失業者、非正規雇用者比率、生活保護世帯数、貯蓄費保有世帯比率など、仕事・賃金・貯金といった生活の物質的基盤が失われるなど、経済成長率の推移と対応した変化が把握できる。にもかかわらず90年代以降は高等教育への進学率が上昇している。これに関しては複数の要因が絡んでいるが、直接的には個々の家庭が無理をしても子どもを大学に進学させる選択をし、さらに労働市場は厳しくなっているにもかかわらず、あるいは逆に労働市場が厳しくなっているからこそ、大学教育を受けさせることで、子どもにできるだけ「ましな」仕事を得させようとする保護者の行動が顕在化している⁸⁾。さらに本田は、図1の下方にある2本の矢印を二つのライフコースと称し、団塊世代と団塊ジュニア世代として示している。団塊世代の就職に関しては高度成長期にあったため、仕事に就くこと自体はかなりスムーズに達成されており、バブル崩壊期においても大半は定年まで勤めあげ退職期を迎えることができた。一方団塊ジュニア世代に関しては、大学進学率は高かったものの卒業時に厳しい就職状況に直面している。団塊ジュニア世代以降の世代に関しては、低成長期に社会に吐き出され、生活基盤の底が抜け始めた社会状況に直面しつつ生きており、「フリーター」、「ニート」で注目されるようになった若年雇用問題が、若者の「甘え」や「劣化」で説明できるものではないと主張している⁹⁾。

図2は、本田（2014）が作成した「戦後日本型循環モデル」である。1945年の敗戦後、1960年代を中心とする高度経済成長期に、「戦後日本型循環モデル」という独特な構造が出来上がり、1970年代、80年代の安定成長期に広がり深まりを遂げた。このモデルの特徴は、教育・仕事・家族の3つの社会領域間に、一方的に資源を流し込みあう循環が強固に成立していることを表している¹⁰⁾。



本田（2014）『社会を結びなおす：教育・仕事・家族の連携へ』p.15 より引用

つまり、教育から仕事には新しい労働力が「新規学卒一括採用」という世界的にも珍しい慣行によって流し込まれ、仕事からは稼ぎ手である男性を通じて家族を支えるための賃金が流れ込み、家族を支える役割を担ってきた女性たちは、その賃金や高い教育意欲を、次世代である子どもの教育達成のために流し込んでいったのである。しかしながら、90年代以降になると経済の停滞により教育・仕事・家族の間には、じゅんぐりにうまく資源が流れ込まない部分が現れ始め、循環は格差や貧困を作り出し続ける悪循環の様相を呈し、結果孤立して困窮状態に置かれている老若男女あらゆる層の人々が目に見えるようになってきている¹¹⁾。さらに本田（2014）¹²⁾は、「戦後日本型循環モデル」は何のために人を愛して一緒に暮らすのか。そのような人間にとってとても重要なはずの、教育・仕事・家族の根本的な意味や意義を喪失させていくような機能を本質的に含み持っていたと指摘し、「受験戦争の激化・早期化・落ちこぼれ・不登校・校内暴力・会社人間・社畜・過労死」などのキーワードを使い「戦後日本型循環モデル」に内在する問題を浮き彫りにしている。田村らが主張している「生きづらさ」、つまり「社会や組織の中に自分の『居場所』が見つからず、将来（明日）への希望や展望を持つことができない生活上の不安や不利益を被っている社会的排除」の状態であるといえる。

3. 支援のための「居場所」と「人とのつながり」

「居場所」とはどのような場所をいうのであろうか。計良ら（2023）は、1980年代における不登校問題の増加以降、人間科学分野において「居場所」という概念が注目されてきた¹³⁾と述べ、「居場所」の概念は臨床心理学・教育心理学・教育社会学・教育哲学などの分野を中心に研究が展開されているが、「居場所」の概念や定義は統合されておらず、各研究者によって異なる¹⁴⁾と指摘している。それ以外の研究分野に関

しては、中島ら（2007）の〈建築学・住居学〉において、対象者として園児・小中高生・ホームレスが、対象施設として家庭・地域・施設・学校・保育所・公園などが選定され、研究が行われていたことが示されているが、定義づけについてはほとんどなされていない¹⁵⁾。

また、一般用語の概念として中島ら（2007）は、辞書における「居場所」の概念を1998年から2005年までの広辞苑・国語辞典・漢字語辞典・教育学辞典・心理学辞典・社会学辞典での「居場所」の定義について検討している。2000年代以前に発行された辞典には「いどころ」「座る場所」などの物理的な側面のみでの記載であったが、2000年代以降の辞典では「身を落ち着ける場所」などの心理的な側面も盛り込まれるようになって、物理的・心理的両方の側面から「居場所」は定義されている¹⁶⁾と指摘している。

社会活動家である湯浅（2023）は、家庭が家族にとっての居場所になること、学校が児童生徒にとっての居場所になること、職場が社員にとっての居場所となること、またそれだけに頼らず、地域と社会、及びインターネット空間に多様な人たちの多様な居場所があることを目指して、「居場所」と「人とのつながり」を関連づけながら、「誰かにちゃんとみてもらえている。受け止められている。尊重されている、つながっていると感じられるような関係性のある場」と定義づけている¹⁷⁾。

また、藤原（2010）はあらゆる分野の論文等を整理して「居場所」を「10の『居場所』の類型」としてまとめている¹⁸⁾。それを表1に示す。①・②・④・⑤・⑩に関しては「人とのつながり」の観点から補足している。①から⑩の「居場所」の類型は湯浅の定義と同様、「人とのつながり」を含んで成り立っていると考えられる。つまり「居場所」は「人とのつながり」があってこそ「居場所」といえるのである。

表1 10の「居場所」の類型

類 型
①社会生活の拠点となる物理的な意味での場：毎日の生活の場・集まれる場所 など
②自由な場：自由に語れる、言いたいことが言える場 など
③居心地が良く、精神的に安心・安定していられる場もしくは人間関係
④一人で過ごせる場：常に一人という意味ではなく、他者との関わりがあることを前提に一人になりたい時に一人になるということを含んでいる
⑤休息し、癒し、一時的な逃避の場：孤独を忘れられる場 など
⑥役割が与えられる、所属感や満足感が感じられる場
⑦他者や社会とのつながりがある場 友人・学校の教師・異年齢の世代の人々・居場所にいるスタッフや指導者、地域の人々、家族でも職場の人でもない人、大人同士、子ども同士、子どもと大人などの人間関係を含む
⑧遊びや活動を行う場、将来のために多様な学び・体験ができる成長の場
⑨自己の存在感・受容性を感じさせる場
⑩安全な場：保護されていると感じる場

ここで藤原の「10の『居場所』の類型」から、ホームレス支援のための「居場所」と「人とのつながり」を考えてみる。川口（2020）は、ホームレスの人たちが安堵し健康に生活できるよう、生活応援施設（食事や洗濯、団らんなど思い思いに過ごすことができる）を通じてホームレスの人たちが人とつながり安堵できる居場所を提供している。さらに、放置自転車という社会問題とホームレス問題を解決すべくシェアサイクル（ハブチャリ）事業を始め、就労機会の提供、清掃や駐輪管理・マンション管理などの業務・内職の受託など一般就労への橋渡しも行っている¹⁹⁾。まずは生活応援施設である。これは、①社会生活の拠点となる物理的な意味での場・②自由な場・③居心地がよく、精神的に安心・安定していられる場もしくは人間関係・④一人で過ごせる場・⑤休息、癒し、一時的な逃避の場・⑦他者や社会とのつながりがある場・⑨自己の存

在感・受容感を感じさせる場・⑩安全な場、が「居場所」と考えられる。そして、シェアサイクル事業における就労の機会である。これは⑥の役割が与えられる、所属感や満足感が感じられる場及び⑦・⑨が「居場所」として考えられる。ホームレスの人たちにとってこのような「居場所」を通して、支援者をはじめ人や社会とつながっているという安心感や心強さが得られ、さらに彼ら自身が社会的役割を担うことで、社会的自立への支援につながっているといえるのではないか。

4. 再犯防止のための「居場所」と「人とのつながり」

筆者は更生保護（罪を償い、再出発しようとする人たちの立ち直りを導き、助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐ仕組み）²⁰⁾を担うボランティア団体に所属している。ある時、D少年院の誕生会に参加する機会を得た。筆者は、当時認識不足であったため、ボランティアである自分が少年たちの誕生会に参加することの意義を明確に持たず、自分が参加することで少年たちに何かプラスになるのだろうか、という思いを持ちながら参加した。後日、D少年院の院長の話聞く機会があり、院長は「少年たちは過酷な環境で過ごしており、周りの大人に信頼をおくことができず、自分のことを考えてくれる大人はいない。ならば自分はぐれてやる、という気持ちをもっている。そのような少年たちとみなさんが交流をすることにより、自分たちのことを気にかけてくれる大人もいるのだ、という気持ちをもつことが彼らの更生を助けるのだ」と語った。院長の話を通して、彼らが立ち直って社会の中で生きていくためには、学ぶ場所・働く場所・生活する場所は当然のことながら、ボランティアをはじめとして地域の中で彼らを見守る人たちの存在が重要であると示唆を得ることができた。本章においては、犯罪や非行をした人たちの社会貢献活動や更生保護の担い手について述べるとともに、保護司へのインタビューを通して、再犯防止のための「居場所」と「人とのつながり」について検討する。ここでいう「居場所」とは、学ぶ場所・生活する場所・働く場所などの居場所、その他の居場所を含む。「人とのつながり」とは家族、保護観察官等、保護司をはじめとする様々なボランティアや地域の人たちとのつながりを含むこととする。

4-1 更生保護の担い手

再犯率が増加傾向にあることを踏まえ、平成28年には「再犯防止推進法」が施行された。第5条の2では、「国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。」と、官民協働して再犯防止に取り組むことが明記されている。再犯の実態については、刑法犯検挙者数及び再犯者数は減少しているものの再犯率は増加傾向にあり、令和3年には微減したが、5割近くと高止まりしている²¹⁾。出所しても「住むところがない、仕事がない」「高齢である、障害がある」「薬物依存がある」「孤独、相談相手がない」といった「生きづらさ」がハードルとなり、これを乗り越えられずに犯罪や非行を繰り返してしまう人が少なくないのである²²⁾。

表2は、更生保護の担い手を示している²³⁾。犯罪や非行をした人が立ち直るためには、本人の努力はもちろんであるが、社会に「居場所」がないがために再犯を重ねてしまうという悪循環に陥らないよう、立ち直りをすすめるには地域とのつながりが大切であるという視点を持ち、その先導となって地域と更生保護の架け橋になっているのが更生保護ボランティアで、表2の⑥保護司、⑦更生保護女性会、⑧BBS会がある²⁴⁾。

表2 更生保護の担い手

名称	役割	名称	役割
①地方更生保護委員会	全国8カ所に置かれ、仮釈放の決定や、仮釈放中の人が決められた約束事を守らなかった場合の仮釈放の取り消しなどを行っている。	⑥保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える、法務大臣が委嘱する民間のボランティア。非常勤の国家公務員だが、給与の支給はない。
②保護観察所	全国50カ所に置かれ、保護観察処分を受けた少年、少年院からの仮退院者、刑務所からの仮釈放者及び保護観察や、医療観察を行っている。	⑦更生保護女性会	地域の犯罪予防と犯罪や非行をした人の改善更生に協力し、犯罪や非行のない明るい社会を実現しようとする女性によるボランティア団体。
③保護観察官	地方更生保護委員会と保護観察所に配置されている国家公務員で、医学、心理学、教育学及び社会学等の専門的知識に基づき、保護司と協働して保護観察や生活環境の調整等を行なっている。	⑧BBS会	BBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会は、少年たちと兄や姉のような身近な存在として接しながら、その健全な成長を手助けする青年ボランティア団体。
④社会復帰調査官	保護観察所に配置されている精神保健福祉士等の資格を有する国家公務員で、地域関係機関等との連携の下、心神喪失者等医療観察制度の対象となる人への精神保健観察や生活環境の調査・調整等を行なっている。	⑨協力雇用主	犯罪や非行をした人たちの前歴等の事情を理解した上で雇用し、その社会復帰に協力する事業主。
⑤自力更生促進センター	親族や更生保護施設等では円滑な社会復帰のための必要な環境を整えることができない刑務所出所者等を宿泊させて、濃密な指導監督と手厚い就労支援等を行う国が運営する施設。	⑩更生保護施設	全国に約100施設あり、住まいや頼れる人がない犯罪や非行をした人に対し、自立に必要な指導や援助等を行うほか、施設退所後の地域生活の定着に向けた継続的な支援も行う。

更生保護法第51条の6には、「善良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上に資する地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を一定の時間行うこと。」とある。犯罪や非行をした人たちの地域貢献活動はその一環と考えられる。例えば、受刑者による霊園の除草作業、高齢者住宅の除雪作業、受刑者を刑事施設の職員の同行なしに刑事施設の外の事業所に通勤させて作業を行わせる外部通勤作業（トマトジュース製造）²⁵⁾、少年院在院者による牡蠣の仕分け作業、高齢者宅の片付けや清掃作業、移動販売の荷物運び、特別支援学校のプール清掃、近隣海岸のゴミ拾い、近隣神社の清掃などがある²⁶⁾。社会貢献活動は、社会の役に立つことの体験、活動を通じた人とのかかわり、社会の力で犯罪や非行からの立ち直りを助けることができる²⁷⁾と言える。滝（2011）は、社会性が未熟・未発達な場合、罪を自覚することが非常に困難であると指摘し、そうならないためのキーワードが「自己有用感（相手に認めてもらった、相手に受け入れられた、相手の役に立てたなどの、他者との関わりを前提にして生まれる肯定的な感情）である」とし、さらに「一緒に参加している保護司やボランティアの方などから何気なく声をかけてもらう中で、周りの存在に気付いたり、自分の行っている地味な清掃作業の価値を認めてもらえて嬉しく感じたりする体験。そのささいな積み重ねが、彼らの乏しい社会性の発達を促す。周りの参加者はそのことをしっかりと理解し、適切な言動で

彼らの自己有用感の獲得を支援する役割を果たす必要がある。自己有用感が獲得できれば、わずかなかわりや細いつながりであっても、人に一線を越えさせない抑止力になる。社会貢献活動は、やり方の工夫によって、改善更生や再犯防止に大きな役割を果たす可能性を秘めた活動として大いに期待できる²⁸⁾と主張している。彼らの立ち直り（再犯防止）のためには、社会の中で「人とのつながり」のある「居場所」が必要なのである。

内閣府による平成30年の再犯防止に関する世論調査²⁹⁾で、「犯罪をした人への立ち直りに協力したい」には53.5%の人たちが肯定的な回答をした。一方、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと「どちらかといえば思わない」、「思わない」と答えた人の、協力したいと思わない理由としては、「犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」（44.9%）、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」（43.0%）、「犯罪をした人と、かわりをもたたくないから」（35.5%）、「具体的なイメージがわからないから」（24.7%）、「時間的余裕がないから」（24.4%）であった。再犯防止に協力したいという肯定的な思いがある一方で、「どのように接すればよいかわからない、自分や家族の身に何か起きないか、かわりをもたたくない」等のことばから、再犯防止のための正しい知識や理解の浸透が不十分であることが推察できる。このような状況を解決するためにも、更生保護女性会やBBS会の取組を今以上に一般市民に浸透させていくことや犯罪や非行をした人の「人とのつながり」のある「居場所」としての役割がさらに発揮できるような取組が望まれる。

協力雇用主については、その数は増加傾向にあり、平成30年の20,704から令和3年には24,665となった。しかしながら実際に雇用している協力雇用主は、令和元年の1,556をピークに令和3年は1,208と減少している³⁰⁾。保護観察の対象となった者を雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言を行う協力雇用主には奨励金が支払われる。協力雇用主は対象者へ、就労継続のための指導や指導内容の保護観察所への報告が義務付けられている。具体的には、挨拶や言葉遣い・積立貯金や計画的な消費・就労意欲の低いものに対して小さいことでも積極的に褒め、達成感を感じてもらい仕事に目標を持たせる・無断欠勤に対しては自宅訪問し悩みを聞き出勤するよう指導するなどがある³¹⁾。課題としては、建設業が半数以上を占めるなど業種に偏りがあること、雇用が進まない原因の一つとして、短期間で離職する、トラブルが発生することへの多大な不安や負担が生じていることなどが挙げられる³²⁾。協力雇用主への負担の重さや業種に偏りがある現状の改善、犯罪や非行をした人たちの働く者としての社会性の発達の促しなど、双方に対してさらにきめ細かな支援が必要ではないかと考える。

更生保護施設は表2に示しているように、犯罪や非行をした人たちが地域生活の定着のために重要な施設であるが、小俣ら（2021）は、更生保護施設等の開設が地域住民に理解、支持されることは極めて難しい³³⁾と指摘している。例えば2012年に埼玉県松伏町では民間の更生保護施設や自立準備ホームの開設には周辺住民の3分の2以上の同意を条件とする条例の制定の検討がなされていた³⁴⁾ことがある。更生保護施設を「居場所」とできない人たちもいる。「居場所」が見つからない人たちの「居場所」（自立準備ホーム）を設立するために尽力している人たちが新聞記事から紹介する。朝日新聞（夕刊）が2023年12月25日から2024年1月5日まで「自立準備ホームを訪ねて」のテーマで連載していた。自立準備ホームは更生保護施設以外にも出所者らの受け皿を確保するため、法務省が2011年に導入し、登録した事業者が保護観察所からの委託を受けて引き受けている。12月25日付の自立準備ホームは、自身が元犯罪者である人が立ち上げた法人である。彼は、罪を犯した人たちの生き直しを支えながら自らの生き直しの人生を歩んでいる。12月27日付の設立者である保護司は、「罪を犯して刑務所に入ってもいなくなるわけではなく、社会に必ず戻ってくる・・・社会が出所者を排除することは再犯のリスクを高めるだけだ³⁵⁾」と指摘している。官民

協働の更生保護であるため、民無くしては成立しない。それ故、更生保護に対する社会の正しい知識や理解がさらに浸透していくことが急がれるとともに、犯罪や非行をした人たちが地域で受け入れられ、「人とのつながり」のある「居場所」で生きることができる社会の実現のために私たちができることを考え、行動することが求められている。

4-2 保護司へのインタビュー

A市で活動している経験豊富な保護司2名(B, C)にグループインタビューを実施した。インタビューの趣旨は、保護司の活動の実態及び再犯防止のための「居場所」と「人とのつながり」についての示唆を得ることである。内容は、保護司の活動について、対象者(犯罪や非行をした人)について、「居場所」と「人とのつながり」の観点から更生につながった事例とつながらなかった事例、保護司のやりがい、課題などである。調査協力者への倫理的配慮として、あらかじめ調査の目的、個人情報の保護、結果の活用、データ作成・分析のための録音について文書を提示して、承諾をいただいた。個人のプライバシー保護には特に注意を払い、特定の個人が想定されないようにした。また、参考として客観的な数値等も適宜記している。()内はインタビュー対象者(B, C)及び補足である。

1 保護司の活動について

全国保護司連盟のHP³⁶⁾によると、保護司の活動は保護観察(定期的に面接を実施して、更生を図るための約束事(遵守事項)を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の手助け等を行う。毎月の保護観察実施状況を報告書にまとめて保護観察所に提出、保護観察官と協議しながら、無事に保護観察を終了できるよう働きかけを続ける)、矯正施設収容中の者の生活環境の調整(刑務所や少年院などに収容中の段階から、釈放後の帰住予定地の調査、引受人との話し合い等を行い、受け入れ態勢を整え、仮釈放後にスムーズに社会生活に移行するための重要な活動)、犯罪予防活動(犯罪の予防を図るための啓発、宣伝、地域の関係づくりなどの活動)である。保護司の活動は多岐にわたっている。

① 基本情報(年齢層・経験年数)

『令和4年版再犯防止推進白書』では、保護司の年齢層は最も多いのが60～69歳(42.1%)、以下70歳以上(36.9%)、40～49歳(14.7%)、40歳未満(5.6%)である。保護司数の減少・高齢化が進んでいる³⁷⁾。

Bは20年近く、Cは25年以上の経験がありともに高齢である。また、A市においては、現時点では極端な保護司不足にはなっていないと語った。

② 保護司として活動を始めたきっかけ

平成 31 年に実施された総務省の「保護司の活動に関するアンケート調査」³⁸⁾ では、保護司をしていた友人・知人・家族から勧められた (71.8%) が最も多く、以下、町内会長から依頼された (14.0%)、地方公共団体 (市区町村等) から依頼された (7.3%)、自ら進んで関係機関に申し出た (1.5%) であった。

2 名は、もともと地域で活動していたこともあり、保護司のポジションが空いた際に勧められた、会長から直接依頼された、であった。2 名とも家族の後押しがあったこともあり、保護司として活動することを決めた。

A 市においても、最近自ら進んで保護司を希望されている者もいる。そのことに関して、自分の人生まだまだ、じゃ、どういう生きがいをもつかと目覚めた人が志願してくるのだ。ありがたい。また、保護司の性別に関しては、男性だから、女性だからということはない。性別に関係なくその人の気質や気持ちに支えられている活動である (C) と語った。

③ 面接 (曜日, 時間帯, 場所) について

前掲の総務省のアンケート調査 (p.6) では、面接場所は自宅 (73.4%) が最も多かった。以下、保護観察対象者の自宅 (8.1%)、更生保護サポートセンター (3.5%)、公民館、コミュニティセンターなど公的施設 (2.0%)、喫茶店や飲食店等 (0.7%)、保護観察対象者の勤務先や学校 (0.4%) 等であった。

2 名とも曜日や時間帯などは全面的に相手に合わせている。特に時間帯に関しては、朝早くから夜中までの対応を考えておかなければならない。

場所に関しては、更生保護サポートセンターや自宅での面接が不可の場合は、市が協力的であるため、市の施設利用が可能である。更生保護サポートセンターでの面接がほとんど (B)。面接室が自宅から遠いので自宅が多い。市の施設は時間の融通がしにくいこともあり自宅が多いが、マンションで家族が同居している保護司の場合は、遠くてもサポートセンターの面接室を使用する (C) と語った。

④ 生活環境の調整について

保護観察所から「対象者がここに帰りたくないと希望を出しているが、どんな様子か見てきてください」と言われ希望帰住先を見に行くのが環境調整で、これが最も大変である。今はスマホがあるけど、昔はなかった。表札や呼び鈴もないので (帰住先が) あっているかどうかわからず、これが一番怖い。身元引受人となってもらうために対象者の帰住希望先を訪問しても「面倒は見切れない」「これ以上迷惑をかけないで」などと身元引受人を拒否されてしまう。保護司から保護観察所へ報告し矯正施設に伝えるため、保護司が直接本人に伝えることはないが、第 1 希望はダメだった、次はどこがあるのか、ということの繰り返し (B)。あとは居住確認をする。本当にそのような人がいるのか。そこにいる人との関わりが知りたいので。想定外の人がでてきて、怖い思いをしたこともある (C) と語った。

⑤ 活動実績数

30程度(B)と40程度(C)であった。

長い人とは5年くらいの付き合いになる(B)。執行猶予付き保護観察は身寄りがない、又は見る人がいないから保護観察付きということでその間、保護司がついていなさいということになる(C)。長い付き合いなので、年賀状がくることもある(B)。少年と成人の割合は半々くらいであるが、青少年指導員をやっていたことが長かったため、最初は少年が多かった(C)と語った。

⑥ 犯罪・非行をした人について

『令和4年版犯罪白書』³⁹⁾の刑法犯検挙人員の罪名別構成比では、窃盗が最も多く、以下暴行、傷害、詐欺、横領である。少年の場合も窃盗が最も多く、以下傷害、暴行、横領である。

薬物が多い。少年の場合はバイク系(窃盗)、暴力行為が多かった。最初の頃はシンナー、バイク系が多かった(C)。放火、薬物、客引き、保護観察はそんな感じ(B)。成人は薬物、窃盗、強盗が多かった。また、母親が住んでいる近くで母親の空気を吸いたい(気を引きたい)からお茶一袋を万引きする人もいた。家庭的なことがいろいろあったのだと思う(B)と語った。

⑦ 犯罪や非行をした人の背景

高校を全うできていない人が多い。その人たちはふと目覚めて資格を取りたいとなったときに、高卒レベルでないと貰えない資格がほとんどである(C)。発達障害があり人に暴力を振るった子がいた(B)。知的障害であることに気づかれず、学校で担任の先生からは授業時間に「教室の隅で遊んどいて」と言われた子が、適切な支援を受けられずに痴漢行為をするようになり、近所の人が被害を受けて保護観察も困っていた。中学卒業後の引受人がおらず、施設もトラブルを避けて引き受けてくれない。最終的に実家に戻らざるを得ず近所の人に大変迷惑をかけた。今はどうしているのでしょうか。いつもその子のことばかり思う。他に、貧困など家庭環境や親子関係に課題がある。地域・福祉・学校などが連携しないと精神疾患を抱える人が今後は増えると思う。せめて学校の先生方がその子の障害に気づいてくれたら。わからないまま障害をいっぱい抱えて小学校・中学校でもクラスに馴染めず疎外されていじめにあつて、という人が対象者として持っている人に多い(C)と語った。

⑧ 更生につながった事例

教師に暴力をした人に対応して、高校進学を勧め問題集をプレゼントし、本人も自分で計画を立て一生懸命頑張ってくれたこと。また、初めて対応した人が、今は就職してしっかり立ち直っている様子を見て嬉しかった(C)。覚醒剤をしていた人は、少年院や刑務所に入り、今は40過ぎてやっとなやめようと思ったよう。今2年くらいになるけど、頑張っている。保護司はなんでもしてくれるというわけではない。人生の一時の伴走者として寄り添う理解者(B)とも語った。

⑨ 更生につながらなかった事例

対象者が障害を抱えていて、うまく社会生活ができていないことやお金の管理ができないなど。対象者の子どもは施設に預けられ、対象者は生活保護に関して役所とのやりとりがうまくできない (B)。また、高齢の人を高齢の人が引受人として希望していたが、介護などの関係で現実的に厳しいため取り下げた。市もCSWや包括支援センターがいろいろつなげて回していこうとしているけど回っていない (C)。更生保護と福祉をつなげようという話もでている。CSWが入ってくれるのは良いけど、どこまで個人情報伝えるかというのを保護司会でも話している。CSWも配置替が多く、非常勤であるため経済的基盤が弱く将来的な保障がない。一緒に手を携えてやっている人たちが本当の意味で活動できる状況になったら良い。実践や実務が多い社協も課題が多い (B) と語った。

⑩ 犯罪の動向の変化に伴う居場所や人とのつながりの変化

(一つの事例を挙げて) 変わってきたのは他人のクレジットカードを盗んで使うことが出てきたこと。全く同じという事例はないので一概には言えないが、なんでブレーキがかからないかという、何らかの精神疾患が隠れていることもある。精神科のDr.にかからないといけない。薬を服用しているけどいろんなことが重なると頭が混乱して善悪の判断ができない。いつきはみんな一生懸命になって立ち直らせようと思っているが、何回も繰り返されて手に負えないと思うとだんだん心を離していく。また、最近は万引きを繰り返す高齢者、嗜癖、薬物が増えている。特に薬物はなかなか抜け出すことができない。学生のバイトで特殊詐欺がたまに出だした。その人たちには支援できる家庭環境がなかった。根本はそれだと思う。そういう状況で育ったり生活してきた人たちは、地域社会で普通の人たちとつながる術も知らないだろうし、やってきた経験もなかっただろう。結局は人とどうつながったらよいかかわからないままで、その人たちに対して周りもどう手を差し伸べたら良いのかかわらなかつたのでは (C) と語った。(PTAがなくなるなど人との関係性が希薄になったことを挙げて) 人のために何かをするとか人の優しさということを知らずに育つから、これからの少年犯罪も変わっていくだろう。人の立場に立ってとか、人の気持ちを察することができない。何かを察するというのは人がいてこそ。察するというのができないことがいきなり事件につながるということがある。自分たちの世界を作っていてそれ以外のところがあるという認識を持っていない感じがする。私たちが育った世代は人の目を気にしていた。自分が意識する、しない、見られているとかそういうことが今の子どもは平気(なのでは) (C) と語った。

2 保護司のやりがい

会いたいから来たいという人が増えてくること。コロナ禍だから来なくてもいい、と言っても会いに来てくれる (B)。面接を設定したらきちんと来てくれる人が増えてきた。受け入れてくれてるんだなど言うのはある (C) と語った。

3 保護司の課題

これだけ IT 化が進み、クレジットカードを使って罪を犯すことが増えてきている中で（アナログの世界の）私たちがどこまで対応できるか。これだけ個人主義が目立つようになったら、私たちのような立場の者がその中に入り込んで、その人たちの支えになれるかなという危惧はある（C）。更生保護や刑務所にしろ、やり方次第。自分たちは受け身で保護司が 60 何名いたって、それぞれ思いが違う。保護観察官にどんなことを言われたかにも左右される。連携も課題。保護司と保護観察官の連携が一番大切なところ。保護観察官は何十件もの対象者のことを頭に入れて保護司と対応していることに頭が下がるが、保護観察官と保護司は連携し役割を分担し、保護観察の期間は短期でも責任と使命を感じる（B）と語った。

4-3 考察

インタビューを通して分かったことを述べる。保護司はボランティアであるが、保護観察官と連携をしながら一人の人間の更生保護に深く関わり重責を担っている。面接は曜日・時間帯共に全面的に対象者の都合に合わせていること、特に時間帯は早朝から夜中までの対応を考慮しておかねばならないことなど、保護司の任務の厳しさを改めて知ることができた。さらに、生活環境の調整で希望帰住先の確認の訪問では、怖い思いをしたり家庭から断られたりと大変な苦勞をしている。このような経験をしていながらも、保護司を続けられるのは、対象者を何とか立ち直らせたいたいという強い使命感があつてこそ、である。犯罪や非行をした人たちにとって、保護司と面接をする空間は立ち直る（再犯防止）ための「人とのつながり」のある「居場所」だといえるのではないか。

犯罪や非行をした人たちの背景については、高校を卒業できない、発達障害や知的障害などを抱えており周囲から気づかれず支援を受けられないままであった人たち、貧困家庭、親子関係に課題があるケースなど、彼らを取り巻く家庭・学校・福祉や医療機関等が彼らにとって安心できる「居場所」ではなかったのである。特に障害のある子どもたちの場合は、早期の気づきが適切な指導・支援につながる。また他機関等とのつながりも早くから可能となり、非行や犯罪の予防につながる。

更生につながった事例では、本人自身が目標を持ちそれに向かって突き進み、それを支える保護司とのつながりがあつた。また、なかなか覚醒剤をやめられない人にとっても保護司とつながっている面接場所が「居場所」となり、立ち直りへの道を歩んでいる。

更生につながらなかった事例では、障害者と高齢者の例を挙げ、更生保護と福祉をつなぐ支援者であるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が不安定な立場に置かれている現状で、CSW は「生きづらさ」を抱えており、所属感や満足感が得られる「居場所」ではないと推察される。更生保護と福祉が一緒に手を携えていくためには、CSW にとって所属感や満足感が得られる「居場所」となることが急務であろう。

犯罪の動向の変化に伴う「居場所」と「人とのつながり」の変化については、他人のクレジットカードの不正使用や学生の特許詐欺がはじめたことである。いずれも家庭環境に課題があり、彼らにとって家庭が「居場所」とはなり得なかったのである。また、万引きを繰り返す高齢者も増えている。『平成29年版犯罪白書』は、高齢者の仮釈放率が出所受刑者全体の仮釈放率と比して低くなっており、理由として引受人がないなど釈放後の帰住先が確保できない者が多い⁴⁰⁾と指摘している。このことは、高齢者にとって「人とのつながり」のある「居場所」がなくなりつつあることを示している。さらに、保護司は子どもたちの変化

も指摘している。人の立場に立ってとか、人の気持ちを察することができない。察することができないことがいきなり事件につながることもあるのだと危惧している。再犯防止のためだけではなく予防の観点からも、地域の中で人と人とのつながりが自然にできるような「居場所」が必要なのではないかと痛感する。それは「子ども食堂」であったり、地域の人たちが集まり交流を行える場としてのコミュニティカフェ⁴¹⁾などであったりする。誰かとの出会いがつながりへと変わり、「居場所」になっていく。このような「居場所」が老若男女にかかわらず必要なのである。

2名の保護司は実際の年齢を感じさせないくらい、活動的で生き生きしていた。対象者の話になると、昨日のこのように細かいところまで語っていたことが印象的であった。使命感と熱意をもって彼らの「居場所」となり再犯防止の取組をしていることを再認識した。

5. おわりに

「生きづらさ」とは、生まれながらにして「生きづらさ」を抱えた人たちがいるのではなく、社会構造の欠陥がもたらしたものであり、「社会や組織の中に自分の「居場所」が見つからず、将来（明日）への希望や展望を持つことができない生活上の不安や不利益を被っている社会的排除の状態」である。「居場所」については、湯浅（2023）の定義と藤原（2010）の「10の『居場所』の類型」を検討し、「居場所」とは「人とのつながり」があってこそその「居場所」であると捉えることができた。そのような「居場所」を踏まえて本稿では、特に社会から排除されることの多い犯罪や非行をした人の再犯防止のための「居場所」と「人とのつながり」に焦点をあてて検討をした。更生保護は官民協働で取り組んでいる。更生保護を担うボランティアがさまざまな活動を通して犯罪や非行をした人を見守ることが彼らの更生を助け、地域貢献活動を通して受刑者や少年院在院者は自己有用感を持ち、社会性の発達を促すことができる。しかしながら、内閣府のアンケート調査からは、再犯防止に協力したいという肯定的な思いがある一方で再犯防止のための正しい知識や理解の浸透が不十分であることが推察された。また、更生保護施設を居場所にできない人たちのために自立準備ホームを設立した元受刑者は、一方的な支援ではなく自分の生き直しを歩んでいると述べ、法人の保護司は社会が出所者の排除をすることは再犯のリスクを高めるだけだと指摘している。保護司へのインタビューからは、犯罪や非行をした人たちの立ち直りのために寄り添い、身を挺して取り組んでいる姿を目の当たりにした。「生きづらさ」を抱える人たちへの支援は、あらゆる場所で行う人たちの存在があり、それが「居場所」となり、その人たちとつながっている安心感や心強さが彼らの支援につながるのではないか。更生保護の担い手の一つである更生保護女性会は犯罪や非行をした人たちへの支援だけでなく、子どもたちの見守りや子育て支援など犯罪をおこさせない予防的な役割も担っている。犯罪や非行のない明るい地域社会の実現のために、今以上に社会にその存在を浸透させていくことが必要なのではないか。筆者も微力ではあるが、その一助を担うことができるよう努めていきたい。

謝辞

本研究を進めるにあたって、インタビューに協力してくださったA市の保護司2名の方に心より感謝いたします。

引用文献

- 1) 藤野友紀『『支援』研究の始まりにあたってー生きづらさと障害の起源ー』, 子ども発達臨床研究所創刊号, p.46, 2007.
- 2) 中西萌子・渡邊誠「現代における生きづらさについての一考察ー未婚女性へのインタビューを通してー」, 北海道大学大学院教育学研究紀要第136号, p.122, 2020.
- 3) 雨宮処凛・萱野稔人『『生きづらさ』について: 貧困、アイデンティティ、ナショナリズム』, 光文社, pp.39-45, 2007.
- 4) 田村禎章・三石行宏・阪野貢『『生きづらさ』再考ー昔前と変わらぬ“いま”を考えるためのメモー』市民福祉教育研究所, <https://sakanolab.wordpress.com/2019/07/07/>, 2023年8月16日参照.
- 5) 藤川奈月『『生きづらさ』を論じる前にー「生きづらさ」という言葉の日常的系譜ー』, 北海道大学大学院教育学研究紀要第138号, p.359, 2021.
- 6) 前掲書, 359-360, 2021.
- 7) 雨宮処凛・萱野稔人『『生きづらさ』について: 貧困、アイデンティティ、ナショナリズム』, pp.39-45, 光文社, 2007.
- 8) 本田由紀『社会を結びなおす: 教育・仕事・家族の連携へ』, pp.5-8 岩波書店, 2014.
- 9) 前掲書, pp.9-13.
- 10) 本田由紀『日本ってどんな国?: 国際比較データで社会が見えてくる』, ちくまプリマー新書, pp.248-249, 2021.
- 11) 前掲書, pp.251-252, 2021.
- 12) 本田由紀『社会を結びなおす: 教育・仕事・家族の連携へ』, pp.22-23, 岩波書店, 2014.
- 13) 計良真生・大森泉綺・大木桃代, 『『居場所』と『居心地』の差異に関する検討』, 生活科学研究, 文教大学生生活科学研究紀要, p21, 2023.
- 14) 前掲書, p.22.
- 15) 中島喜代子・廣出円・小長井明美, 『『居場所概念の検討』』, 三重大学教育学部研究紀要第58巻社会学 pp.86-87, 2007.
- 16) 前掲書, pp.77-78.
- 17) 湯浅誠, 「居場所の政策論(試論)ー子ども食堂を切り口に考えるー」, 社会福祉研究 No.51, p.32, 日本生命済生会, 2023.
- 18) 藤原靖浩, 「居場所の定義についての研究」, 教育学研究(2), 関西学院大学教育学会, pp.170-173, 2010.
- 19) 川口加奈『14歳で“おっちゃん”と出会ってから、15年考えつづけてやっと見つけた「働く意味」』, pp.6-7, ダイヤモンド社, 2022.
- 20) 法務省保護局「立ち直りを支える地域の力ー保護司, 更生保護女性会, BBS会というボランティアー」
<https://www.moj.go.jp/content/001241762.pdf>, 2023年11月25日参照.
- 21) 法務省『令和4年版 犯罪白書』, p.239.
- 22) 法務省「再犯防止リーフレット」https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/398271_1757445_misc.pdf, 2023年12月31日参照.
- 23) 法務省『法務省 2023』, p.36.
- 24) 法務省保護局「立ち直りを支える地域の力ー保護司, 更生保護女性会, BBS会というボランティアー」
<https://www.moj.go.jp/content/001241762.pdf>, 2023年11月25日参照.
- 25) 札幌矯正管区「北の技から?監獄からのたより?」Vol.3
<https://www.moj.go.jp/content/001402665.pdf>, 2024年1月1日参照.
- 26) 法務省「少年の立ち直り×地方創生のススメ」<https://www.moj.go.jp/content/001340227.pdf>, 2024年1月1日参照.
- 27) 法務省保護局「立ち直りを助ける社会のチカラ社会貢献活動」<https://www.moj.go.jp/content/000072002.pdf>, 2024年1月1日参照.
- 28) 滝充『更生保護』2011年1月号 社会貢献活動と自己有用感ー自発的な思いを育む, pp.31-33.
- 29) 内閣府 再犯防止に関する世論調査.

- <https://survey.gov-online.go.jp/h30/h30-saihan/2-1.html>, 2023年12月31日参照.
- 30) 法務省『令和4年版 再犯防止推進白書』, p.38.
 - 31) 法務省 協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金について <https://www.moj.go.jp/content/001407650.pdf>, 2024年1月2日参照.
 - 32) 法務省『令和4年版再犯防止推進白書』 pp.141-142.
 - 33) 小保謙二・古曳牧人・川邊譲「更生保護施設建設に対する市民の態度に影響を及ぼす要因」, 犯罪心理学研究第58巻第2号, p.2, 日本犯罪心理学会, 2021.
 - 34) 日本経済新聞 https://www.nikkei.com/article/DGXNASDG0100B_R00C12A8CC0000/, 2024年1月4日参照.
 - 35) 朝日新聞(夕刊)「自立準備ホームを訪ねて」, 2023年12月25, 27日.
 - 36) 全国保護司連盟 HP <https://www.kouseihogo-net.jp/hogo/hogoshi/detail.html>, 2023年12月25日参照.
 - 37) 法務省『令和4年版再犯防止推進白書』, p.41.
 - 38) 総務省「保護司の活動に関するアンケート調査」, p.5.
https://www.soumu.go.jp/main_content/000661993.pdf, 2024年1月2日参照
 - 39) 法務省『令和4年版犯罪白書』, p.5, p.108.
 - 40) 法務省『平成29年版犯罪白書』, <https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/64/nfm/mokuji.html> 2024年1月30日参照.
 - 41) 「広報さっぽろ」2013年12月号.
<https://www.city.sapporo.jp/somu/koho-shi/201312/documents/201312higa02.pdf> 2024年2月3日参照.

参考文献

- 久保美紀・八木原律子「更生保護における支援活動—保護司の活動に焦点をあてて—」明治学院大学社会学部研究所年報, (41), 2011.

